

第1回香南市農業委員会議事録（平成31年1月）

1. 開催日時 平成31年2月1日（金） 午後1時30分から午後4時25分

2. 開催場所 香我美市民館2階 研修室

3. 出席委員（35人）

農業委員（19人）

1番安岡洋光（会長職務代理）、2番横田榮介、3番野島利英、4番井澤 傳、5番門脇芳充、6番百田順一、7番岡村 彰、8番近森一夫、9番柳本 章、10番三浦輝之、11番西村政吉、12番久武恵一、13番藤村和明、14番石丸典男（遅刻）、15番松村一恵、16番溝渕洋介、17番加藤 明、18番宮崎利博、19番恒石 巖（会長）

農地利用最適化推進委員（16人）

1番小松英介、2番松山 好、3番宮崎誠二、4番小松達夫、5番村上信一郎、6番野嶋由慎、7番黒岩健志、8番岩川 覚、9番山本 智、10番柳本佳洋、12番久武光顕、13番河崎勝實、16番恒石 謙、17番谷山彰夫、18番杉村敬介、19番高倉 享

4. 欠席委員

11番末久直樹（推進委員）

5. 議事日程

（1）開 会（会長）

（2）議事録署名委員の指名 1番安岡 洋光 18番宮崎 利博

（3）議 事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 非農地証明について

議案第5号 農地法第18条の規定による合意解約について

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第7号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

その他の件

6. 委員以外の出席者	農業委員会事務局長	宮地 啓仁
	農業委員会事務局次長	立仙 泰章
	農業委員会事務局主任	高橋 優子

7. 会議の概要

議長 ただ今から第1回香南市農業委員会を開催致します。寒気の中でも梅の便りがぼつぼつ聞かれるようになってきたり、田畑の枯芝に青いものが見られるような季節になってきましたが、ただ今インフルエンザが流行っていますが、皆様方はお気をつけていただきたいと思います。最初に本日の出席人員の報告をお願いします。

（ 開会 13時30分 ）

事務局 本日の出席者は農業委員が18名です。香南市農業委員会総会会議規則第8条の規定により、総会は成立していることをご報告いたします。
なお、石丸委員さんは遅刻しますという連絡が入っています。

議長 次に本日の議事録署名委員を指名させていただきます。18番宮崎委員、1番安岡委員を指名いたします。両委員さんよろしくお願いします。
それでは、本日は現地案件がございますので、バスの方に移動していただきたいと思います。

（現地 13時35分～14時20分）

（休憩 14時20分～14時35分）

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。現地お疲れさまでした。

（再開 14時35分）

第1号議案農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 農地法第3条の規定による許可申請につきまして、受付番号1番の説明を致します。

申請地は野市町西野字ハノ丸79番20他3筆。地目畑、面積2,110㎡です。
譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買です。受付番号1番につきまして、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
補足説明があれば18番農業委員さんお願いします。

18番 問題ないと思います。

事務局 続きまして、受付番号2番の説明を致します。
申請地は香我美町山北字トノロ1487番4他1筆。地目は田、面積は54㎡です。
譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は贈与です。受付番号2番につきまして、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
補足説明があれば7番農業委員さんお願いします。

7 番 異議はありません。

事務局 続きまして、受付番号 3 番の説明を致します。
申請地は野市町西野字ヲ丸 1 9 1 0 番 4。地目は田、面積は 1 7 3 m²です。
譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買です。受付番号 3 番につきまして、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
補足説明があれば 1 8 番農業委員さんお願いします。

1 8 番 問題ないと思います。

事務局 続きまして、受付番号 4 番の説明を致します。
申請地は野市町下井字ム丸 1 2 1 9 番 1 他 1 筆。地目は田、面積は 2, 6 7 5 m²です。
譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買です。受付番号 4 番につきまして、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
補足説明があれば 1 4 番農業委員さんお願いします。

1 4 番 問題ないと思います。

事務局 続きまして、受付番号 5 番の説明を致します。
申請地は野市町下井字ム丸 1 0 4 2 番 2、吉川町吉原字西野口 1 0 4 9 番 1 他 2 筆。地目は田、面積は 3, 2 5 4 m²です。
譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買です。受付番号 5 番につきまして、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
補足説明があれば 1 4 番農業委員さん、1 1 番農業委員さんそれぞれお願いします

1 4 番 問題ないと思います。

1 1 番 問題ありません。

事務局 続きまして、受付番号 6 番の説明を致します。
申請地は夜須町上夜須字子ヤ 5 6 3 番 4。地目は田、面積は 3 5 2 m²です。
譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買です。受付番号 6 番につきまして、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
補足説明があれば 1 9 番農業委員さんお願いします。

1 9 番 1 月 2 9 日に現地調査を行いました。事務局の説明どおり問題ありません。

事務局 続きまして、受付番号 7 番の説明を致します。

申請地は香我美町山北字弓場ノ下ヲ387番1。地目は田、面積は1,371㎡です。

譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買です。受付番号7番につきまして、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

補足説明があれば8番農業委員さんお願いします。

8番 問題ないと思います。

議長 事務局の説明が終わりましたが、何かご質問はございませんか。

1番 別に問題ではありませんが、2番の贈与の案件ですが、譲渡人と、譲受人との関係はどのような関係ですか。

事務局 直接の関係はございません。譲受人の土地を市道拡幅した時の残地と、譲渡人の土地を譲受人が以前から一体利用しておりまして、今回、譲渡人が相続処理をしていた時そのことがわかりまして、その関係で、譲渡人が贈与するということで両者が合意したため今回の申請に至ったということです。

議長 他に質問はございませんか。
(なしの声あり)

12番 5番の案件ですが、譲受人が81歳ですが、調査書によると農作業に従事する家族の状況等からということになっていますが、普通だと男性何名とか女性何名とかという書き方をしますが、この方の場合、現在は約9畝ぐらいを借りて耕作していますが、今回3反2畝購入するということですが、家族の状況等について説明して下さい。

事務局 譲受人のご家族は、ご主人88歳の方がお一人おられます。その方本人は、農作業は行っていないということで、実質は申請人の方お一人が農作業を行っているという状況です。

12番 今までは、9畝ぐらいだったものが、新たに3反2畝を購入して合計で4反ちょっとなりますが、81歳の年齢からして、大丈夫かなと思って家族従事者のことを聞いたのですが、息子さんとかが一緒に農業をされるというのではないですか。

事務局 そういったことはありません。申請人一人が行うというものです。

議長 他に質問はございませんか。
(なしの声あり)

議長 ないようでしたら採決に入ります。3条7件、許可に賛成の方は挙手願います。

議長 全員挙手ということで許可に決定いたします。

議長 続きまして、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明願います。

事務局 農地法第4条の規定による許可申請につきまして、受付番号1番の説明を致します。

申請地は香我美町徳王子字梅枝3, 288番4。地目は田、面積は269㎡のうち5.5㎡です。

位置図および配置図は1ページ2ページ、現況写真は1ページをご覧ください。

申請地は四国電力香我美変電所から南西へ約400mに位置し、個人墓地とするものです。

周囲の状況は、西と北は申請人所有地、東は道を挟んで同意のある畑、南は同意のある田です。

農地の区分としては、10ha以上の集団農地で第1種農地に該当しますが、農地法施行規則第33条第4号の『集落に接続して設置されるもの』に該当し、不許可の例外に当たると判断します。

造成につきましては、表土を10cm程度取り除き、外柵内はバラス敷きとする計画です。

排水につきましては、雨水のみですので現状どおり自然浸透させる計画です。

補足説明があれば6番農業委員さんお願いします。

6番 隣接地の方及び100m区域内の全戸の方からも同意をもらっており、問題ないと思います。

議長 事務局の説明が終わりましたが、何かご質問はございませんか。
(なしの声あり)

議長 ないようでしたら採決に入ります。4条1件、許可に同意される方は挙手願います。

議長 賛成多数ということで許可に同意し、意見書を付けまして知事に進達いたします。

議長 続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請につきましてを議題といたします。事務局より説明を願います。

事務局 農地法第5条の規定による許可申請につきまして、受付番号1番の説明を致します。

これは先程現地を確認いただいた案件です。

申請地は野市町東野字子ノ丸1648番1、外1筆。地目は田、面積は1,484㎡です。位置図および配置図は3ページから6ページ、現況写真は2ページをご覧ください。

申請地はお酒のトーエーから県道を挟んで向かい側に位置し、建売住宅を7棟建築と4台分の露天駐車場を設置するものです。

周囲の状況は、西は現況宅地、北は県道、東は宅地、南は鉄道用地です。

農地の区分としては、のいち駅から概ね700m以内にある農地で第2種農地に該当します。

造成につきましては、盛土90cm、表面処理は宅地にする部分の建築部分以外はセメント敷、露天駐車場部分は碎石敷き、新設道路はアスファルト舗装の計画です。

排水につきましては、生活雑排水は合併処理浄化槽で処理後、雨水とともに新設道路側溝から土佐くろしお鉄道敷地内水路を経由し、烏川へ排水する計画です。

補足説明があれば13番農業委員さんお願いします。

13番 現地を見ていただいたように、敷地的には何ら問題ないと思います。ただ、排水処理についても周囲の方より了承をいただいているという説明は受けておりましたが、今日現地で皆様をご覧になった状況ですので十分な審議をお願いしたいと思います。

事務局 続きまして、受付番号2番の説明を致します。

申請地は香我美町下分字西ノ谷501番1。地目は田、面積は1,186㎡の内316.24㎡です。

位置図および配置図は7ページ9ページ、現況写真は3ページをご覧ください。

申請地はAコープかがみから北西へ約350mに位置し、個人住宅の建築を行うものです。

周囲の状況は、西は市道を挟んで宅地と雑種地、北は宅地、東は同意のある田、南は譲渡人所有地です。

農地の区分としては、香南市香我美支所から概ね500m以内にある農地で第2種農地に該当します。

造成につきましては、嵩上げは75cmで、周囲をコンクリートおよびブロック構造で囲み、表面処理は、駐車スペースは碎石敷とし、その他の部分は土のまま利用する計画です。

排水につきましては、生活雑排水は合併処理浄化槽で処理後、雨水と共に既存市道側溝へ排水する計画です。

補足説明があれば8番農業委員さんお願いします。

8番 問題ないと思います。

議長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

7番 1番の案件ですが、現地を確認しましたが、あの近辺の住宅にも水路とした構造物がほとんどありません。今度建売をするところが、なはり線の上部施設の排水を受け止めるぐらいの排水しかないです。この開発面積が約1反4畝ぐらいあるのに排水路の断面が細いように思われます。個々の土地から排水される部分は立派な水路を整備されると思いますが、それに似あった水路に変更することは、なはり線との相談の中で許可を得ておるのでしょうか。

事務局 土佐くろしお鉄道から排水同意をするときの条件が付いておりまして、今回開発するところの水が滞ることなく流れるように整備をすることを条件として、排水の同意をすることになっています。ということは、今ある水路をそのまま使う

のではなく、開発の排水処理に対応するように改修整備を行うということです。

7 番 それは、開発するところが施工しないといけないのですか。それとも、くろしお鉄道側が行うのですか。

事務局 開発者が行うことになります。

8 番 鉄道の排水というものは、途中で切れていますが、それで許可がもらえていることがおかしいと思うのですが、あの状態でいいものですか。

事務局 今日、現地を見てもらって皆さまもおかしいなと思われたと思いますが、建設課の担当に聞きましたところ、元々くろしお鉄道さんが排水路をつけていますが、南側のところで流末まで排水を整備していなく、垂れ流しの状態で放置しており、建設課としてはこのままの状態を解消していただきたいと要請していますが、くろしお鉄道の方は自分ところで解消しようという意思はなく、今回の開発に便乗して、開発者の方に下流まで整備をなさいという条件で話をしているようです。そういった事情により、開発者の方が整備するという事になっているということです。

1 7 番 現状を見まして、通常ならば用水、排水の2つがあって、あの現状は県道の方に用水があって、排水路もあの土地にあるべきものですが、昔の切図を見れば青線、赤線というものがあるはずなのですが、本来ならば、該当農地の北側にも宅地があって、家庭排水なども流していますが、水路らしきものはありますが水路として整備したものはない。おそらく地下浸透していると思われます。

 本来は、くろしお鉄道さんの東側にも水路があったのではないかと思います、そのところははっきりわかりませんが、本来はあるべきだと思うわけで、それと、鉄道の西側でオクラを作っていた農家の方にも、北の方に用水があるのですが、排水路はないという状況で、あの土地は段々と田移しで現状水を流していたのではないかと推察します。切図は確認していますか。

事務局 切図は確認していますが、青線はありません。

事務局 切図上はありません。現状的には、水路らしきものはありますが。くろしお鉄道さんの東側及び西側には公図には水路はありません。

1 4 番 先程、現状を見させてもらいました。問題は、排水路のことだと思いますが、現状は、あの田んぼの排水は、あのまま南の方に、なはり線の東側のU字溝があったとおもいますが、それが今は土で埋まっている状態で、実際なはり線の排水路を併用で使うということはどうかなと思います。宅地開発に伴う排水は、なはり線の東側を通るものだと思います。それか、県道の道路側溝がひろくてそちらの方に排水したほうがいいと思います。これについては、今日判断がつかないと思いますが、用水路についてももう少し検討してから再申請してもらったほうがいいと思います。

事務局 最初に担当者の方から説明がありましたように、今回の開発した部分について

は、道路を真中にとりまして、くろしお鉄道さんの西側の水路を開発の排水容量でも溢れない大きさに付け替えし、最終的に烏川に放流するという計画ですが、現地でも説明しましたように、私が建設課にいた当時は、市道や、農道等への埋設物について、横断方向へは許可していましたが、縦断方向は不許可でした。今回、そのあたりの見解を建設課の担当者に確認すると、今の担当者は、縦断方向への不許可扱いについては知らなかった、今回初めてそのようなことを聞いたということなので、もし、縦断方向への許可が下りないということであれば、排水対策ができないということになり、この申請そのものが見直しをしないといけないことになるので、開発業者さんと再協議をする必要があるということを伝えていきます。どうしても、烏川に放流するというのであれば、農道の用途廃止をしてその部分を開発者が購入し、その部分に放流することも検討すべきではないかということを伝えていきます。

事務局 開発業者の言い分としては、自分のところだけではなく他の水も入ってくることになるので、個人が管理をするべきものではないということで、将来的にも香南市が管理をしていかなければいけないものなので、建設課の担当とも話をして、赤線を用途廃止し、それを購入するという計画はないということです。

また、建設課の方としても、赤線内の縦断方向への設置許可を出すということで話がついたそうです。

1 4 番 最近地籍調査のお手伝いをやらせてもらっていますが、台帳に乗っている赤線、水路で、赤線の中に水路はとっていないです。この場合、香南市の見解は赤線の中に水路をとっても構わないということですか。

事務局 建設課が言うのには、今現在くろしお鉄道の排水が流末まで整備されていなく、農道との接点のところであふれ、他人の土地に排水が流れている現状なので、その問題を解決することが最優先であるとの判断により、今回に限っては、縦断方向への埋設を許可することにしたということです。

1 4 番 地籍調査をしていたらそういうところが多くあります。場所によって、今回はこれを認めるというふうなところがたくさんあります。市としての基本線が全然決まっていないということです。今回はということになると、次も今回はということになり、そのところはちゃんとした線引きをして、赤線は赤線、水路は水路ということで、ちゃんとした線引きが必要ではないかと思います。こういった対応をしていると、後々問題が生じることになりかねません。

1 1 番 基本が、地籍調査と建設課の対応が一致していません。道路の法面の取り扱いを例にすると、市の財務部局が図る場合は、道路の端を境界としているのに、地籍調査は法面の下を境界として測量しています。そういった取り扱いにより、吉川町でも揉めたことがあります。先程石丸委員さんが言われたように、この場合は特別、ここは一般的な対応をするということで問題が必ず生じることになります。

事務局 そうしたら、1 4 番委員さん及び1 1 番委員さんが言われたように、ケースバ

イケースで判断するという事は、いろんな面で支障が出てくることになるから、建設課として基準を決めて、こういった場合には許可する、そうでない場合は不許可にするという基準を作成してもらい、それを運用していただきたいということでなければ、委員会としても相談に来られた方に説明ができません。

私が建設課当時に、赤線内への縦断方向に対し排水路を埋設できないかという相談があり、何件もの方が家を建築できないといったことがありました。

今回委員の皆様方よりこの件について、きちんとした基準に基づき運用すべきであるとの要望がありましたので、建設課の方に対し、基準を作成し、委員会の方にも通知をして欲しいとの申し入れ書を出そうと思います。

議長 そのように取り扱ってください。

1 2 番推進委員

今日現地を見てきた農道内に、エスロンパイプがありましたが、あれはどういったものなのですか。

事務局 現地にはありましたが、だれがどのように使用しているものかについてはわかりません。

1 2 番推進委員

あれは農道の中に設置されていたように思いますが。

9 番 譲渡人が、持ち分 2 分の 1 が 2 人と、そのほか 1 名の 3 人になっていますが、これはどのような関係ですか。

事務局 地番 1 6 4 8 番 1 について、持ち分 2 分の 1 ずつで、1 6 4 9 番 6 は 1 人の方の所有です。

7 番 ここでこの問題を審議しても終わりが見えないので、要するにくろしお鉄道さんも下流側の排水対策もオッケー、市の方も農道内への埋設もオッケーで烏川までの排水処理もできるということで、ひとつずつ終わらせていかないと、それをどうしてこのような取扱いとか特別な対応とかという議論をしてみてもここで結論を出せないの、市の方がいいというのであれば私はそれでいいと思います。

1 1 番 今まででも農道内への埋設問題について、許可にならなかったという例はたくさんあります。今回、特例扱いで処理をするとすると、今まで問題となっていたところをどのように始末をつけるのですか。

7 番 それは市の方で責任を取ってもらわないといけないと思います。

1 1 番 今、吉川町で工事をしているところがあり、田んぼの真中に農道があり、それを南側に取り換えをして欲しいと相談したところ、建設課はだめだということを言っているのです。このような例もあるのです。

7 番 自分のところが経験したことなのですが、自分のところの田んぼが下の端にあ

って、青線と赤線がきているのです。それまでの田んぼの方もほとんど宅地になって、その水路と赤線を利用していない状況です。そういった状況で、赤線を隣に移動し、水路は廃止し、構わないということでオッケーになって道を付け替えてオッケーになっているところです。一応付け替えるのは関係者全員の同意が必要ですが。

9 番 今までも香我美町時代から、付け替えは認めてくれていましたが。当然、関係者全員の同意があれば。

8 番 水路のことなのですが、この状態ではだめだということですが、排水処理をどうするか、赤線はそのままのしておいて、隣の土地を買収してそこに水路を作るのか、いろいろな方法はあると思うので、どうでしょうか。

事務局 1 番の案件についてもう一度説明をします。くろしお鉄道さんの東側と西側に U 字溝がありますが、今回の開発に伴って、道路を真中に造って、西側の U 字溝を開発に見合う大きさに整備し、そこから、農道の縦断内に水路を埋設し、最終的には西側の烏川に放流する計画です。建設課としては、開発だけの排水だけではなく、くろしお鉄道を含む他の方の排水も流れるから、農道内への縦断方向への埋設を今回に限り許可するというので、計画が進んでいるという状況です。

8 番 今回はということではなく、あれを普通に。

事務局 いいえ、今回は流末まで流れていないくろしお鉄道さんの排水問題も解消することにもなるから、建設課の判断は、今回はということで、縦断を認めるという判断をしたということです。

1 2 番推進委員

そういうことであれば、開発業者に水路の設計図面を出してもらってからでいいのではないですか。そうじゃないとどれくらいの水路になるかわからないと議論できません。

事務局 先程、1 2 番推進員さんから質問がありました水路の断面の件ですが、開発部分の水路幅は、3 0 c m ということで、くろしお鉄道の西側の U 字溝は、今のところわかりませんが、農道内に埋設水路幅は 5 0 c m となっています。

1 1 番 U 字溝の北側から南までの幅はわかりませんか。

事務局 3 0 c m から 5 0 c m までに間になると思います。

1 2 番 くろしお鉄道のところが何 c m になるかわかりませんが、今日のところは土地計画排水計画の方に記載されていないということでは、困ります。水路の整備によつては、くろしお鉄道の敷地内で処理できるかもしれないし、そうではなく西側のオクラの農地の方になるかもわかりません。また、水路の高さなどもわからないということで、場合によっては西側の農地の影響が出るかもしれません。農業委員会としては、農地の利用者への影響を一番優先しないといけませんので、

そういったところは事務局がもう少し事前にチェックして欲しいです。委員会の審議に影響を及ぼさないに事前チェックをもう少しきちんとして下さい。農道への埋設についても、特例をつくるのではなく、土地の購入等も検討した対応を考えて、対応すべきです。

事務局 農道への埋設許可については建設課になります。

1 2 番 今までだったら不許可扱いになっていたのでしょうか。それを特例という対応でする場合には農業委員会としても意見を言うべきです。

事務局 建設課の担当に、埋設のことをいうと、今の担当はそのような引継ぎを受けていなかったもので、業者とは今回、このような特別扱いにより許可する方向で話を進めていたということだったので、農業委員会としては会長名で照会文書を出しますという説明を先程もしましたということです。そういった状況の中で審議をしていただきたいと思います。

1 4 番 局長は、こういった状況の中で審議をしていただきたいと思いますといいますが、審議をするということとはできないので、もう一度書類を出し直していただいて、みんなが納得いく中での審議をするということになるのではないのでしょうか。他の委員さんも書類もきちんと整理してからじゃないと審議できないと考えていると思います。

8 番 開発するところの排水の断面は30cm、鉄道の西側も現在30cm、これじゃあ開発部分と現在の排水流量が一緒になるという訳ですので、最終的には50cmの排水断面になるということですが、西側のくろしお部分の断面は決まっていないのですね。また、農道部分の縦断方向についても開渠でないと埋設すると管理の関係で問題だと思いたしますが。

議長 5条1番の案件、不許可ということについて、ご異議ございませんか。
(異議なしの声)

5条2番について他に質問はございませんか。
(なしの声)

採決に入ります。許可に賛成の方は挙手願います。
全員挙手ということで許可に同意し、意見書を付けまして知事に送付いたします。

議長 続きまして、議案第4号非農地証明についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 受付番号1番の説明を致します。
申請地は香我美町徳王子字須磨1499番1。地目は畑、面積は46㎡です。
位置図および配置図は10ページ、現況写真は4ページをご覧ください。
申請地は昭和62年12月14日に農業用倉庫を建築し現在に至っているものです。

補足説明があれば6番委員さんお願いします。

6番委員 事務局の説明どおりで問題ありません。

事務局 受付番号2番の説明を致します。

申請地は野市町母代寺字井ノ谷230番、外6筆。地目は田および畑、面積は1,357㎡です。

位置図および配置図は11ページ、現況写真は5ページをご覧ください。

これは前回の農業委員会で審議いただいた案件で、前回非農地と認められなかった筆を除いて再申請された案件です。

230番は、流出する泥を沈殿させ上澄みが出る様にする目的で平成12年に池を設置、246番3、246番5、246番6、666番17は平成10年に所有農地への耕作道として設置、246番4は条件不利地のため平成10年に耕作放棄したことにより原野となり、666番39は周囲が山林であったため平成10年から自然に雑木林となり現在に至っているものです。

補足説明があれば16番農業委員さんお願いします。

16番 前回、問題となった部分は外しています。また、放棄地になっていたところは、きれいに伐採されています。

議長 事務局の説明が終わりましたが、何か質問はございませんか。

(なしの声あり)

ないようでしたら採決に入ります。非農地証明2件、許可に同意される方、挙手を願います。

はい、全員挙手により許可に同意ということに決定いたします。

議長 続きまして、議案第5号農地法第18条の規定による合意解約についてを議題とします。

事務局より説明を願います。

事務局 受付番号1番の説明を致します。

申請地は野市町東佐古字門田527番1、地目は田、面積481㎡。賃貸人、賃借人は議案書記載の方です。解約理由は賃借人からの返還の申出があったためで、その後は自己管理の予定です。

続きまして、受付番号2番の説明を致します。

申請地は野市町中ノ村字安田111番1他1筆、地目は田、面積2,344㎡。賃貸人、賃借人は議案書記載の方です。解約理由は賃借人の都合で、売買の予定とのことです。

続きまして、受付番号3番、4番の説明を致します。

これは、中間管理事業による貸し借りで、申請地は野市町西野字ヨ丸2501番1他2筆、地目は田、面積1,059㎡。賃貸人、賃借人は議案書記載の方です。解約理由は公共事業（高規格道）による買収のため、農地が狭小（残地30㎡）となり、耕作困難となったためとのことです。

続きまして、受付番号5番の説明を致します。

申請地は野市町土居字コバコ 1 3 3 7 番 1、地目は田、面積495㎡。賃貸人、賃借人は議案書記載の方です。解約理由は当該土地の贈与のための解約とのこととです。

続きまして、受付番号6番の説明を致します。

申請地は野市町下井字ム丸 1 1 1 2 番 1、地目は田、面積793㎡。賃貸人、賃借人は議案書記載の方です。解約理由は賃借人が耕作できなくなったため、次の耕作人は未定とのこととです。

続きまして、受付番号7番の説明を致します。

申請地は野市町下井字ム丸 1 1 3 1 番 3 他 4 筆、地目は田、面積1,504㎡。賃貸人、賃借人は議案書記載の方です。解約理由は賃借人が耕作できなくなったため、今回、貸付によるあっせんが出ております。

続きまして、受付番号8番の説明を致します。

申請地は赤岡町字住吉田 1 4 7 2 番 1 他 1 筆、地目は田、面積1,715㎡。賃貸人、賃借人は議案書記載の方です。解約理由は賃借人が耕作できなくなったため、次の耕作者は都合がつきそうであるとの事です。

議長 事務局の説明が終わりましたが、農地法第18条による合意解約について、何か質問はございませんか。

1 4 番 あっせんについて、私の方に資料が回ってきていますが、6番と7番ですが、同じ人が事情により耕作できないということですが、7番については、あっせん希望が出ていますが、6番については、出ていないということですが、斡旋希望はないのでしょうか。

事務局 今のところは出ていません。

1 4 番 6番、7番の賃借人は何ヘクタールもの農地を耕作されている方なのですが、この場所は耕作できないということで、田んぼの条件とかいろいろな理由があると思いますが、その理由等についてはわかりますか。

事務局 賃借人についてですが、体調を崩されているということとです。

1 2 番推進委員

県の農業公社から借りていた土地ですが、3番と4番ですが、公社から借りていた土地については、交付金が出ていたと思いますがそれでも解約しても構わないのですか。

事務局 高規格道の買収により、残地の問題が発生したことが理由なので、大丈夫だと思います。

議長 他に質問はございませんか。ないようですのでおはかりいたします。農地法第18条による合意解約8件、ご異議はございませんか。
(なしの声あり)

申請どおり許可に決定いたします。

議長 議案書案件を終わりました承認案件ですが、全員書類の方は見ていただいたでしょうか。見ていない方は確認していただくようお願いします。
全員、確認していただいたでしょうか。それでは、おはかりいたします。
議案第6号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について、利用権の設定13件、所有権の移転3件、ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

異議なしと認め承認いたします。

議長 議案第7号農地法第3条の3第1項の規定による届出について2件ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

異議なしと認め受理することとします。

議長 承認案件を終わりました、その他の件について、事務局より説明をお願いします。

事務局 その他の件について、ご説明いたします。

1点目として、農地のあっせん申し出が3件ございました。担当地区の農業委員さんには資料をお返ししていますので、情報提供よろしくをお願いします。

1月の委員会でご説明しました視察研修の件について、久武委員長よりご報告をお願い致します。

12番 先程事務局長が申したように、1月4日の委員会時で視察研修について、総務広報委員会で検討して欲しいということで、1月16日に総務広報委員会を開催し協議いたしました。今までの2泊3日というのは難しいのではないかとということで、1泊2日で3年間の任期中2回ほど視察研修に行く(案)で、要望としては、1回目は飛行機を利用した研修を企画し、もう一回は1回目に参加できなかった人たちが参加しやすい日程を組み、この案で当局と協議して欲しいということになりました。そして、任期中は必ず全員が参加するようにしようということで日程等も検討しないといけないということになりました。

当局との協議結果については、事務局長より報告願います。

事務局 1月22日に市長のヒアリングを財政課同伴のもと受けました。

先程、総務委員長からも報告がありましたように委員会としては3年の任期内に2回、1泊2日で行かせてもらいたいという要望をおこなったところ、いろいろ協議した結果最終的には、3年間に2回1泊2日の視察研修を認めるが、交通

手段はバスで行くことということになりました。3年間の2回の日程は、委員会の方で決めてくださいということになりました。例としては、1年目と2年目に行くことも可能だし、2年目と3年目でも構わないということで、できるだけ多くの方が参加できるように調整して下さいという市長からの意見でした。

予算の方もこの内容で組み直して、4月以降行先を決めてくださいということでした。

議長

私の方から、1点ご報告いたします。

皆様方に、香南市農業委員会専門部会名簿（案）を配布しています。これは1月4日に決議されました組織選考について、事務局一任ということで選考した件です。

この選考（案）について、お諮りいたします。

ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしということで、このように決定いたします。

事務局

先程協議していただいたと思いますが、各委員会の委員長、副委員長の氏名を発表して下さい。

農地委員長は、加藤農業委員、副委員長は松山推進委員、それと香我美町の農業委員の中から1名を選出していただくことになっていますが、こちらについては次回までに報告するということですね。

次に、農業振興対策委員長ですが、委員長は岡村農業委員、副委員長は谷山推進委員に決まったということです。

最後に総務広報委員長ですが、こちらの方は委員長が久武農業委員、副委員長が山本推進委員でいいですね。

議長

各委員会の委員長、副委員長が決まりました。今後の活動よろしくお願い致します。

事務局

事務局から報告いたします。前回の委員会でご審議いただきました、自動車学校の東側の案件ですが、申請地の西の所有者の方から、委員会に対し1月17日に要請書が提出されました。その際に、この案件については1月4日に審議は終わっているということもお伝えしています。ただ、この方につきましては、経過とか自分の思いとかを知ってほしいということで、この書類を委員の方にお配りしていただきたいということで皆様方に配布しています。中身については、また目を通していただきたいと思います。

6 番

この資料は、目を通して自分の中で記憶しておけばいいということですか。

議長

そのとおりです。

1 2 番推進委員

開発者の方はいいいですが、周りの農家は被害者ということになると思います。

今後は、ある程度考えていかないといけないと思いますが。騒音、ほこり等の問題等いろいろあると思います。自分もほこり、騒音問題等により最終的には、

田んぼのまんなかに施設をつくりました経験があります。
要請者の方はどこに相談していいかわからない状況だと思います。

議長 他に質問はございませんか。

1 4 番 私も農業委員を始めて4年目ということで詳しくないですが、この件についても以前よりうわさを聞いておりまして、私が農業委員を始めたころに要請者の方よりお話がありました。開発者、要請者どちらの言い分が本当かわかりませんが、要請者の言い分である設計書等も見せないとかというふうに書かれていますが、誠意があれば通用すると思います。別のところでは代理人さんが誠意ある対応で円満解決したということもあります。今回の開発者の方とは、昔から話し合いの下でこのような状況になっているということで、たぶん、農業委員会云々ということではなく、人間関係がこじれているという状況なので、ここでどうこういう問題ではないと思います。後は両方の歩み寄りで解決する問題だと思います。

議長 他に何かございませんか。ないようでしたら、以上で第1回の香南市農業委員会を終了いたします。なお、次回の農業委員会は、3月4日の午後1時30分からこの場所で行いますので、よろしくお願いします。どうもお疲れ様でした。

(閉会 16時25分)

議事録署名人

議事録署名人

会 長